

区役所駐車場の適正利用 について

平成30年9月19日
都市経営戦略会議資料
市民局 区政推進部
大宮区役所新庁舎建設準備室

審議事項

- ①大宮区役所新庁舎駐車場の有料化方法及び内容について、ご審議いただきます。
- ②区役所駐車場の適正利用について、ご審議いただきます。

①大宮区役所新庁舎駐車場有料化
方法及び内容について

区役所駐車場の課題

区役所駐車場には以下の課題が生じている

○駐車場混雑

- ・無料の駐車場では、目的外駐車車両や不要な長時間駐車車両が発生することから、申告時期、転出入の繁忙期や天候、時間帯による駐車場混雑の一因となっていると考えられる。

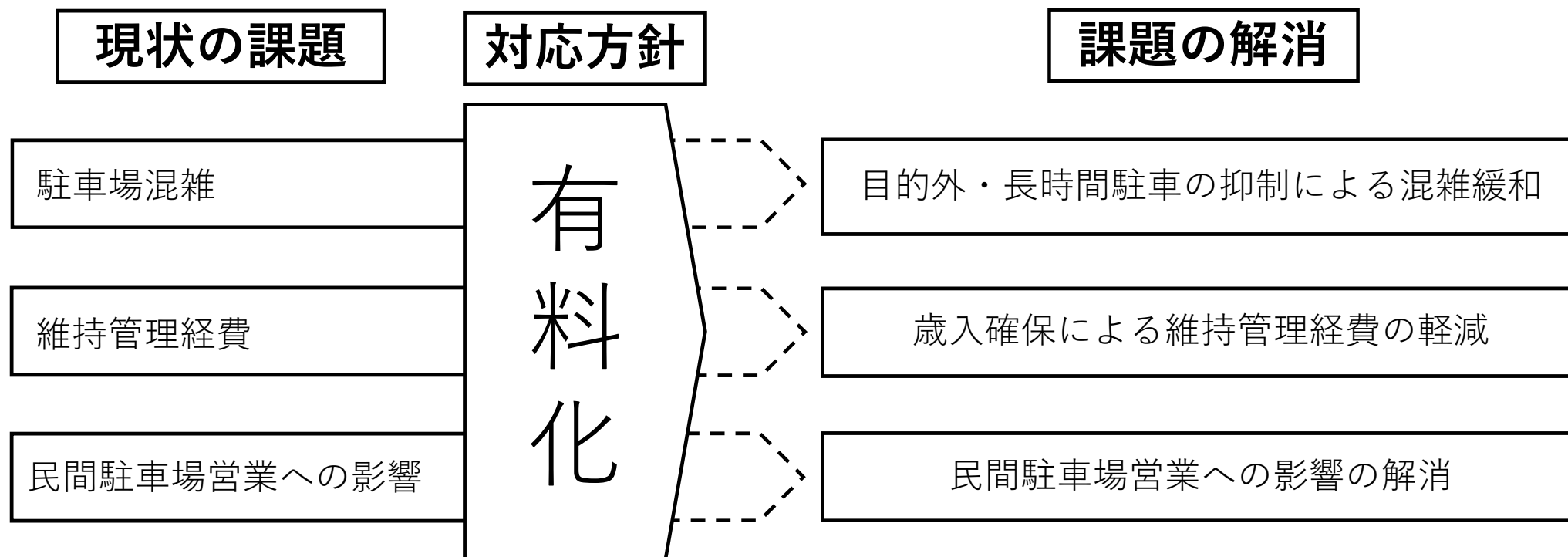
○維持管理経費

- ・駐車場の管理運営には人件費等の経費が生じており、歳入の確保等による縮減が求められている。

○民間駐車場営業への影響

- ・無料の駐車場への区役所利用以外の駐車車両を完全には排除できないため、周辺の民間駐車場営業への影響が推定される。

課題解決のための対応方針



駐車場の適正利用を図るため、大宮区役所新庁舎の供用開始に併せ駐車場を有料化することを検討する。

大宮区役所新庁舎駐車場の検討経過

平成27年5月：都市経営戦略会議（大宮区役所新庁舎基本計画の承認。基本計画に今後、駐車場有料化の検討を記載。）

平成29年12月：駐車場適正利用を図るため有料化を検討していること、及びパブリック・コメントの実施を報告。（市民生活委員会）

平成30年2月：パブリック・コメントの実施

平成30年6月：パブリック・コメントの結果報告（市民生活委員会）

大宮区役所新庁舎駐車場の有料化に対する主な意見等

○ 市民生活委員会

平成29年12月

- ・有料化に特に問題はないが、料金設定は近隣の民間時間貸駐車場への影響を考慮すべき。

平成30年 6月

- ・無料利用時間設定については、不平等とならないように。
- ・無料利用時間は、きちんとした数字的根拠を持って設定すること。

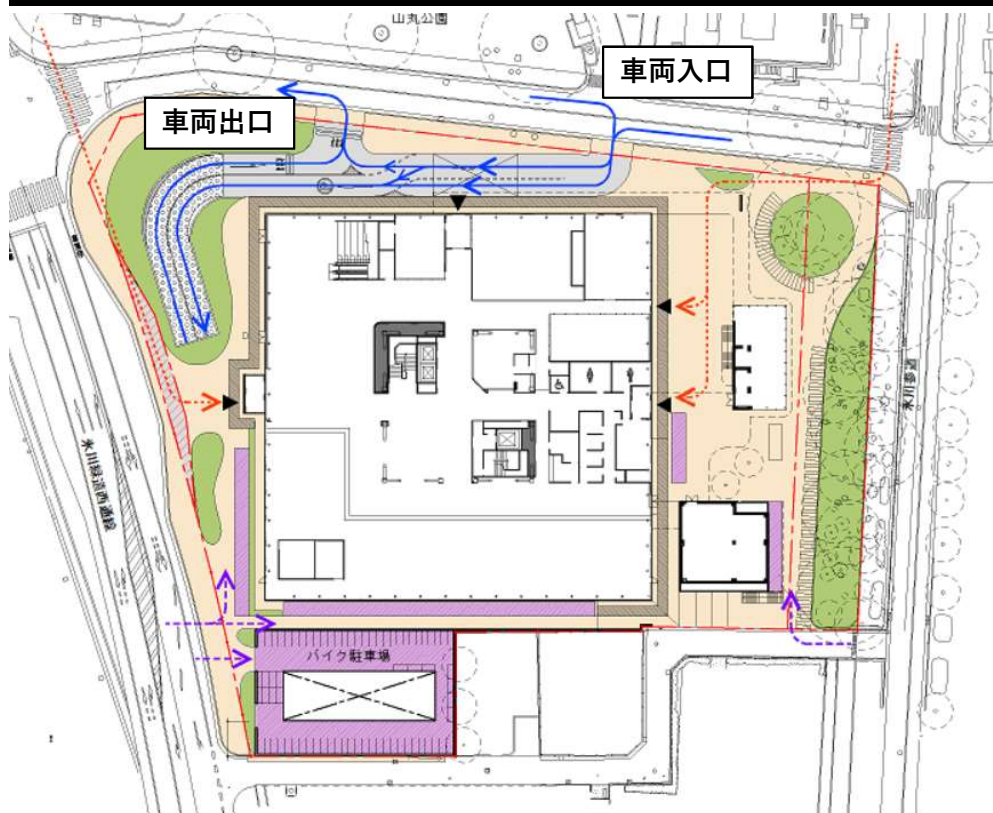
○ パブリック・コメント（平成30年2月）

- ・意見提出なし（HP閲覧数：274件、資料持帰り：10件）

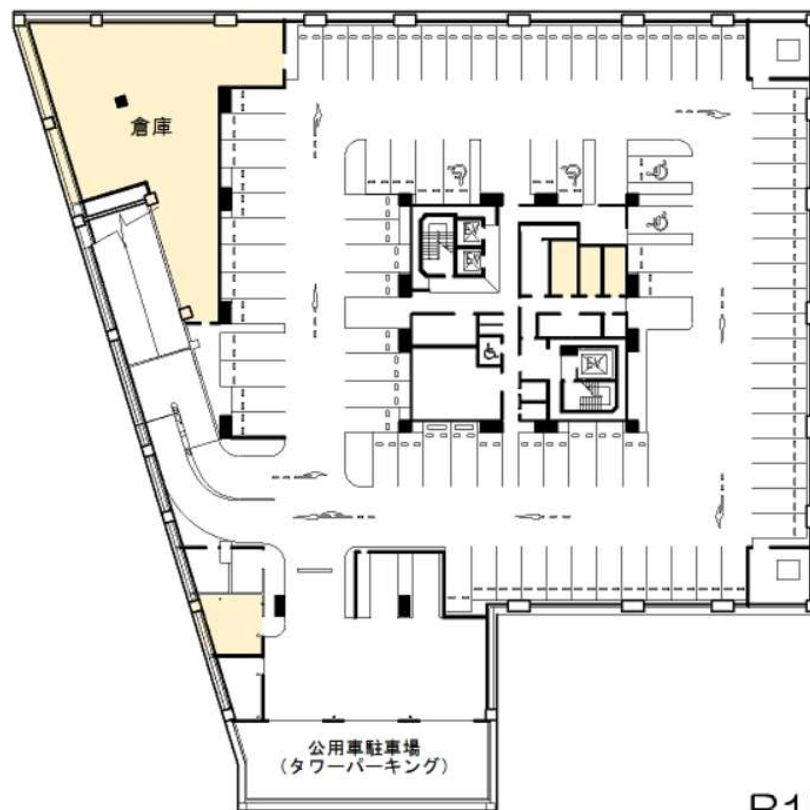
○ 大宮区自治会連合会理事会（平成30年1月）

- ・会議への出席や複数の用務で一定時間を超える場合があるので、その場合も無料としたほうが良い。
- ・利用者が一定時間無料駐車できるのであれば、混雑緩和のための有料化はやむを得ない。

大宮区役所新庁舎駐車場の概要



配置図



B1F

- 【駐車台数】 一般車89台（障害者用4台、高齢者用2台を含む）
公用車101台（タワーパーキング96台、地下平面2台、地上3台）
- 【荷捌き場】 地上（北東部）1台、地下2台

市内施設の駐車場有料化状況

【区役所を含む複合施設】

主機能	駐車台数	主な複合機能	有料化の根拠
プラザノース	166	北区役所、北図書館	コミュニティ施設条例
プラザウエスト	394	桜区役所、桜図書館	
武蔵浦和コミュニティセンター (サウスピア)	61	南区役所、武蔵浦和図書館、老人福祉センター武蔵浦和荘 子育て支援センターみなみ	

【大宮区役所新庁舎】

主機能	複合機能
大宮区役所	大宮図書館及び附属施設、障害者更生相談センター、北部建設事務所、北部都市・公園管理事務所、（仮称）北部市税事務所、大宮駅東口まちづくり事務所、氷川参道対策室、東日本交流拠点整備課

これまでのコミュニティ施設が主機能であるプラザノース、プラザウエスト等とは異なり、区役所を主機能とした複合化となるため、有料化に際しては新たに（仮称）大宮区役所駐車場条例を制定する必要がある。

有料化の内容①

【運営主体】

直営とする。

【供用時間】

- ・ 供用時間：新庁舎の開庁時間に前後 30 分を加えた **8時から22時**とする。
※時間外の入出庫は不可。
- ・ 休業日：なし

	開庁・開館時間	閉庁・閉館日
庁舎機能	8時30分～17時15分	土日祝日、年末年始
図書館機能	9時～21時30分	特別整理期間

【料金体系】

目的外駐車の影響や近隣の民間駐車場営業への影響を考慮し、入庫後の無条件での無料時間は設けず、**入庫後、一定時間ごとに料金を加算**し、施設利用者は、**認証を受けることにより一定時間を無料**とする体系とする。

（事例：南区役所（武蔵浦和コミュニティセンター駐車場））

有料化の内容②

【利用料金】

大宮区役所新庁舎近隣の民間駐車場の状況は以下の通りであり、目的外駐車及び、長時間駐車の抑制効果や民間駐車場営業への影響を考慮し、高いほうの近隣相場と同等の**入庫後20分ごとに100円**とする。



無料駐車時間の検討①

○真に車でのお来庁が必要な方の利便性を確保するため、一定の無料駐車時間を設定する必要がある。

【現大宮区役所庁舎駐車場の利用状況】

駐車時間	60分未満	60～90分未満	90～120分未満	120分以上
割合	約78.1%	約8.6%	約4.2%	約9.1%

(調査期間：平成28年7月11日～27日、平成30年1月15日～28日)

【市内図書館の滞在時間】

滞在時間	60分未満	60～180分未満	180分以上
割合	約85.0%	約12.0%	約2.9%

(平成29年度 図書館利用に関するアンケート集計結果)

施設利用者の駐車場無料利用時間は60分間を原則とする。

(ただし、カフェ・コンビニのみの利用、名刺置き等の業務外の行為等での利用を除く)

無料駐車時間の検討②

- 一定の無料駐車時間のほか、窓口混雑や複数用務等、利用者の責によらない一定時間の超過等についても、無料駐車時間の検討を行う。

【先行事例の状況】

	一定時間を超過しても利用に要した時間が無料
横浜市・区庁舎駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診、集団予防接種 ・障害のある方及びその介護者 ・市の依頼を受けた会議の出席者 ・低公害車
川崎市・区庁舎駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・市主催の会議委員の方 市と連携するボランティアの方 ・障害のある方及びその介助者 ・機材搬入、工事用車両 ・電気自動車



大宮区役所新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方及びその付き添いの方 ・市の依頼を受け会議等に出席する方 ・窓口混雑等で、所要時間が一定以上となった方 ・施設の維持管理上必要な車両 等
----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

大宮区役所新庁舎駐車場の有料化（適正利用）まとめ

項目	内容
有料化方法	新規条例を制定（（仮称）大宮区役所駐車場条例）
供用時間等	8時から22時まで（休業日なし）
料金体系	入庫後、 20分経過ごとに100円 を加算
無料処理①	施設利用者（※1）は、施設利用の認証（※2）を受けることにより、 入庫後60分間を無料 とする。
無料処理②	施設利用者（※1）のうち、以下のものは、施設利用の認証を受けることにより、 施設利用に要した時間を無料 とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・市が主催する会議等に、市の依頼を受け出席する方 ・障害のある方及びその付き添いの方 ・窓口混雑等で、施設利用時間が60分間以上となった方

※1：カフェ・コンビニのみの利用、名刺置き等の業務外の行為等での利用は、施設本来の利用と異なるため、無料処理対象から除く。

※2：認証機を各フロアに1～3台程度配置し、職員が認証を行う。

今後のスケジュール

平成30年12月定例会：条例議案提出

平成31年1月～：周知期間

- ・市報への掲載、館内ポスターでの周知等

平成31年5月7日～：有料化の実施

②区役所駐車場の適正利用 について

各区役所の現状

○複合化している施設の有料の駐車場等を利用している区と、区役所に付随する無料の駐車場を利用している区が混在している。

有料の駐車場を利用

	利用駐車場	備考
北区役所	プラザノース駐車場	PFI事業、指定管理
桜区役所	プラザウエスト駐車場	指定管理
南区役所	武蔵浦和コミセン駐車場	指定管理
岩槻区役所	岩槻駅東口公共駐車場	業務委託（直営）

無料の駐車場を利用

	利用駐車場	備考
西区役所、見沼区役所 中央区役所、緑区役所	各区役所駐車場	
大宮区役所	区役所駐車場	PFI事業で新庁舎建設中
浦和区役所	本庁舎駐車場	

有料化方法の検討

【近隣政令市の先行事例】

	対象施設	有料化手法	運営形態	備考
横浜市	市庁舎及び、全18区庁舎	公の施設	指定管理	瀬谷区総合庁舎（PFI事業：直営） 戸塚区総合庁舎（PFI事業：SPCが指定管理） 上記以外の市庁舎及び16区庁舎（2ブロックに分け指定管理）
川崎市	市庁舎及び川崎区、中原区を除く5区庁舎	行政財産貸付	民間運営	川崎区役所（民間ビル入居のため駐車場なし） 中原区役所（近隣の民間駐車場を利用） 上記以外の市庁舎及び5区庁舎（民間事業者に一括貸付）

指定管理者制度、行政財産貸付など、民間力を活用した運営形態により有料化を実施しており、本市でも民間力を活用した運営形態による有料化を検討する。

区役所駐車場の有料化イメージ

無料の駐車場を利用

大宮区役所新庁舎

西区役所
見沼区役所
中央区役所
浦和区役所
緑区役所

平成31年5月より有料化を実施
(PFI事業により施設整備を行い、運営は直営)

平成32年度以降、民間力を活用した有料化を検討

- 検討事項：運営形態、運営条件(貸付料、運営期間等)、人員配置の要否、駐車場改良工事の有無、公募方法 等

有料の駐車場を利用

北区役所
(プラザノース)
桜区役所
(プラザウエスト)
南区役所
(武蔵浦和コミセン)

岩槻区役所
(岩槻駅東口公共駐車場)

- 現契約の終期等に併せて、上記、区役所駐車場との一体運営の可能性についても検討を要する。